

○令和8年度予算案

(単位：百万円)

No.	事業名	令和8年度 予算額	担当府省庁	備考
1. 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする				
1-①孤独・孤立の実態把握				
1	孤独・孤立の実態把握に関する全国調査	46	内閣府	
2	在留外国人に対する基礎調査の実施に必要な経費	11	法務省	
3	外国人材の受入れ及び共生社会の実現に係る企画立案に資する各種会議等の運営に必要な経費（関係者ヒアリング）	1の内数	法務省	
4	「社会技術研究開発事業」のうち、「社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築（社会的孤立枠）」（JST運営費交付金事業）	240	文部科学省	
1-②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信				
5	孤独・孤立対策ウェブサイト	22	内閣府	
6	支援情報検索サイトの運用	76の内数	厚生労働省	
7	自殺対策に係る広報の制作・実施業務	76の内数	厚生労働省	
8	民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等	4,875の内数	法務省	
9	公正な在留管理の推進、共生社会の実現	9,420の内数	法務省	
1-③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備				
10	孤独・孤立対策ウェブサイト	22	内閣府	再掲
11	支援情報検索サイトの運用	76の内数	厚生労働省	再掲
12	自殺対策に係る広報の制作・実施業務	76の内数	厚生労働省	再掲
13	児童生徒の自殺予防	非予算事業	文部科学省	
14	こどもの自殺対策推進事業等	174の内数	こども家庭庁	新規
15	こどもの人権SOSミニレター 外国人の人権問題対策	3,540の内数	法務省	
16	偏見・差別等の解消に向けた人権擁護活動の推進	3,540の内数	法務省	
17	寄り添い型相談支援事業	38,375の内数	厚生労働省	
18	保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化	138の内数	法務省	

19	医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化	317 の内数	法務省	
20	困窮邦人等対策費	24	外務省	
21	海外邦人精神障害者対策費	8	外務省	
22	個別労働紛争対策の推進	3,289 の内数	厚生労働省	
23	障害者団体等が行う障害特性の理解を図る啓発事業についての発信	非予算事業	内閣府	新規

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（内閣府孤独・孤立対策推進室）

8年度概算決定額 0.5億円（7年度予算額 0.5億円）

事業概要・目的

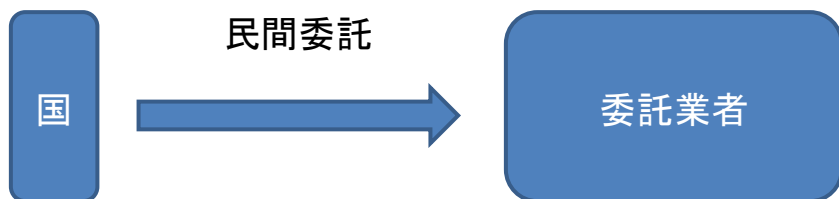
- 我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的として、過年度に引き続き、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（以下「全国調査」という。）を実施します。

全国調査は、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）14条（調査研究の推進）に掲げる調査研究としての役割を担っており、「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定（令和7年5月27日一部改定））でも「孤独・孤立に関する実態の把握を推進する」とされています。

事業イメージ・具体例

- 調査対象：全国・全世代の個人
（10～15歳のこどもを追加）
- 調査方法：統計的な手法で抽出した個人に対して調査票を郵送し、郵送又はWEBフォームにより回答を回収します。
- 調査主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により業者を決定します。
- 調査事項：孤独に関する事項、孤立に関する事項、属性情報、その他関連項目等
- 調査期間：12月～1月（調査基準日：12月1日）

資金の流れ



期待される効果

- 我が国における孤独・孤立の実態を把握することで、関連行政諸施策の企画立案又は評価に資するデータを提供します。
- 全国調査を毎年定期的実施することで、学術研究等にも有用なデータを提供します。
- 調査対象年齢を拡大し、こどもの孤独・孤立の実態を明らかにします。

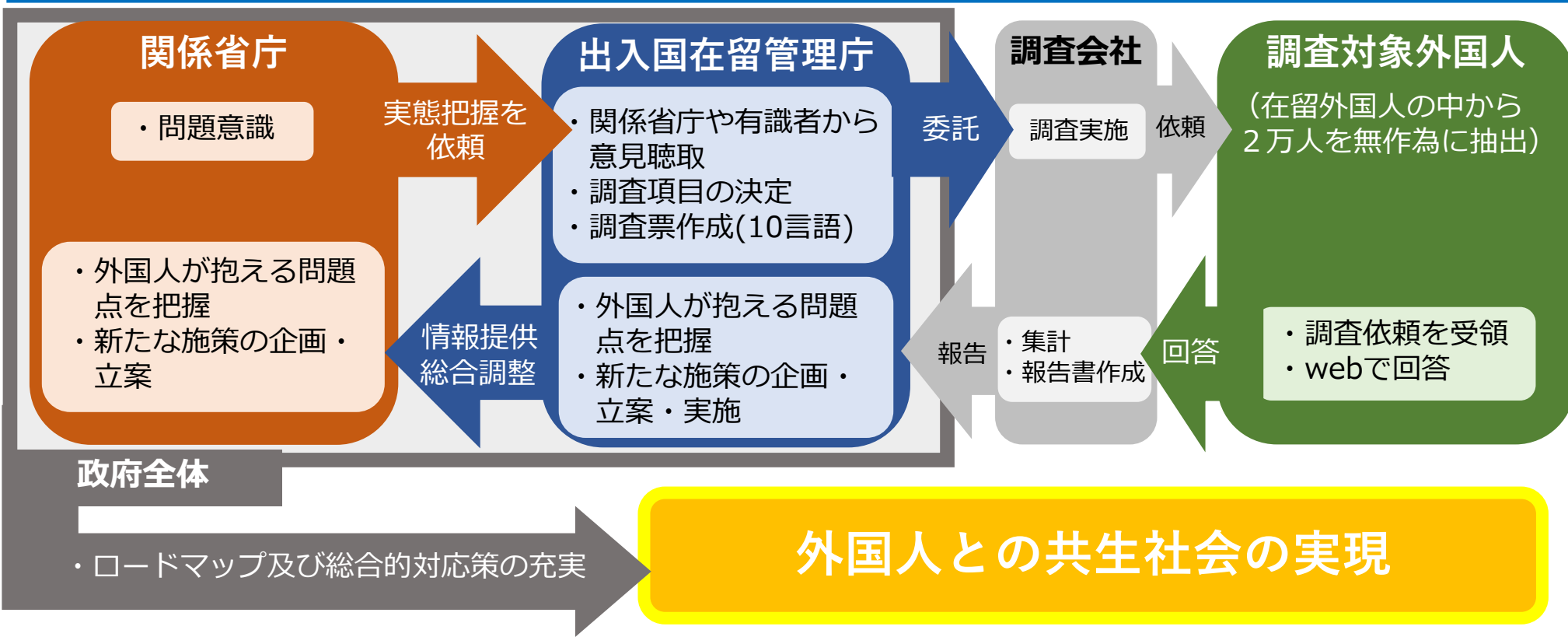
在留外国人に対する基礎調査

令和8年度当初予算案
10,747千円

概要

○ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）

在留外国人の置かれている状況及び在留外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握することを目的とした「在留外国人に対する基礎調査」について、共生施策の企画・立案により資するものとなるよう、これまで実施した調査の結果を踏まえつつ調査を実施する。調査によって得られた結果について、関係省庁に共有し、共生施策の企画・立案・実施に適切に反映させていく。【施策番号22】



出入国在留管理行政に係る関係者ヒアリング

令和8年度当初予算案
1,138千円の内数

概要

○ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）

出入国在留管理庁が実施している関係者ヒアリング、出入国在留管理政策懇談会、各地方出入国在留管理局が開催している出入国在留管理行政懇談会等において、引き続き地方公共団体、企業、外国人支援団体等幅広い関係者及び有識者から、外国人に関する共生施策の企画・立案に資する意見を聴取する。【施策番号21】



今後の出入国管理行政の在り方に関する検討に資するため、広く国民の声を聴くという観点に立ち、幅広い関係者から意見等を聴取する関係者ヒアリングを実施する。

幅広い関係者

- ・研究者
- ・外国人個人
- ・外国人支援団体等関係団体など

意見聴取
(意見・
要望等)

関係省庁

情報共有

情報共有
総合調整

出入国在留管理庁

政府全体

聴取結果を踏まえ、

- ・共生施策を企画・立案・実施
- ・ロードマップ及び総合的対応策の充実

外国人との
共生社会の
実現を図る



背景・課題

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）は、気候変動問題等の地球規模課題を含む社会問題の解決や新たな価値創造のため、**研究開発の初期段階からの倫理・法制度・社会的課題（ELSI）対応や、人文・社会科学と自然科学との融合による「総合知」の重要性**を指摘。
- 内閣府「「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策 中間とりまとめ」（令和4年3月17日）は、「**総合知を活用する場の創出、ノウハウの蓄積、人材育成などの課題**」を指摘。

事業概要

社会課題の解決やELSI対応の推進のため、**人文・社会科学及び自然科学の研究者やステークホルダーが参画する社会技術研究を推進**する。

【取組概要】

委託研究（ファンディング）

- ✓対象機関：大学、国立研究開発法人、NPO法人 等
- ✓予算規模：8百万円～30百万円/PJ・年（50課題程度実施予定）
- ✓研究期間：最大4年半程度



OSDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム

- シナリオ創出フェーズ(R1～R9)** …SDGsの達成に向けて、地域が抱える課題に対し技術シーズを活用して解決に貢献。 40百万円（56百万円）
- ソリューション創出フェーズ(R1～R12)** 240百万円（240百万円）
- 社会的孤立枠(R3～R9)** 240百万円（480百万円）

…社会的孤立・孤独のメカニズムを明らかにし、予防するための研究開発を推進。

デジタルソーシャルトラスト枠(R5～R10)

165百万円（143百万円）

…デジタル化による負の側面をもたらす課題の解決に向けた研究開発を推進。

○科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践研究開発プログラム

(R2～R10) 120百万円（150百万円）

…科学技術の社会実装に伴うELSI解決に向け、研究開発現場と連携・協働し、対応策を開発・人材を育成。

○ケアが根づく社会システム (R7～R13)

135百万円（45百万円）

…自然に助け合う社会の構築に向け、ケアの価値を科学的に見だし、社会の現場で実践する研究開発を推進。

○フューチャー・アース構想の推進 (H26～)

94百万円（110百万円）

…地球環境変動に関する研究への支援を行う国際グループに参画し、国際共同研究を推進。

調査・研究・対話（フォーラム）

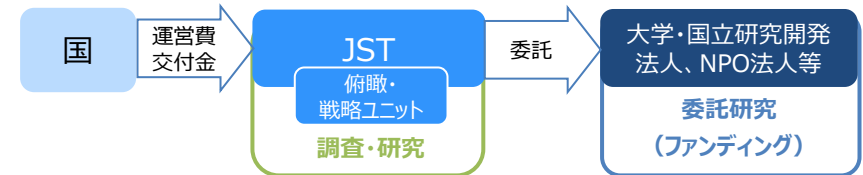
- ✓社会問題俯瞰調査：「総合知」による対応が必要な社会課題についての調査分析
- ✓JST各研究開発部門と連携したELSI等の調査・研究

136百万円（136百万円）

○共通経費

267百万円（267百万円）

【事業スキーム】



【これまでの成果】

- ✓ [RInCA・小島PJ] 「空飛ぶクルマ」の普及に向けてELSI/RRIの課題を整理し、実装に向けて検討すべき課題をまとめた「**チェックリスト**」を作成・公開（社会実装を検討する日本航空及びその実証を行う山梨県の関係者等との熟議でも活用）。
- ✓ [孤立・山野PJ] **社会的孤立・孤独の予防のため、AI活用により子どもたちの潜在的なSOSを早期にキャッチし、適切な支援に繋げる「YOSSクラウドサービス」**を、現場実証を経て産業界と共同開発。**累計30自治体194校以上の小中学校の教育現場に導入**（R7年12月時点）。
- ✓ [SOLVEソリューション・石川PJ] **幼児から青少年を対象に心のレジリエンス向上を目指したメンタルヘルス予防教育プログラム**を開発。定着に向け**教員研修による人材育成体制**を構築。京都・東京・大阪・福島・滋賀・愛知など**全国102施設**の他、**北欧フィンランドの学校**でも実証。



- 孤独・孤立で悩んでいる方々に向けて、相談先を紹介するウェブサイトを開設
- 具体的には、自動応答システム(チャットボット)により、利用者の悩みに応じ、分野別に相談窓口を紹介。また、悩みを抱えている方向けのQ&A等も掲載。

悩みに対応する支援窓口の紹介

あなたのための支援があります

制度・窓口を探す



18歳以下のみなさんへ



ボット

「自分のこと」について今の状況や悩んでいることを教えてください。

勉強が苦手で将来のことが不安になる

将来にやりたいことがない、希望もてない

自分の体のことで悩みがある

死にたい、消えてしまいたいほど、つらい

当てはまるものがないが、話を聞いてほしい

死にたい、消えてしまいたいほど、つらい

ボット

お話ができる相談窓口を紹介します。

あなたのための相談場所があります

孤独・孤立で悩まれている方へ

もしあなたが悩みを抱えていたら、相談してみませんか。

<相談先一覧>

①つらい、消えたい、死んでしまいたい、と思ったら

②子供たちがいじめ等の悩みを相談したいと思ったら

③性犯罪・性暴力の被害について相談したいとき

④児童虐待かもと思ったら

⑤配偶者等からの暴力(DV)かもと思ったら

⑥生きづらさを感じるなどの様々な悩みについて相談したいとき

相談窓口の例

ボット

『あなたのいばしょ』

受付時間：24時間365日



あなたのいばしょ

ibashoChat.org

「望まない孤独」のない社会の実現

私たちは、話したくても話せない、頼りたくても頼れないといった「望まない孤独」が既存の社会課題の複雑化をもたらし、解決を困難にしていると考えています。つまり、多くの社会課題の背景には「望まない孤独」があるということです。悩みや問題を抱えた時に確実に信頼できる人にアクセスできる仕組みを構築することにより望まない孤独のない社会を実現することを目的としています。

ボット

『チャイルドライン チャット』

受付時間：第1・3月、毎週火、水、木、金、土曜日の16:00～21:00 ※12月29日～1月3日は除く



18歳までの子どもがつながる
チャイルドライン®

チャイルドラインってなに？

18歳までの子どもがでんわやチャットでつながって、話を聞いてもらえるところです。困っていること、悩んでいることだけでなく、その日あったできごとやうれしいことの話も聞いています。

支援情報検索サイトの運用

令和8年度当初予算案
0.8億円の内数

悩み別、方法別、地域別に相談したい方に合った相談窓口を検索できるサイトです。



① 支援情報検索サイト <https://shienjoho.go.jp/> にアクセスします。

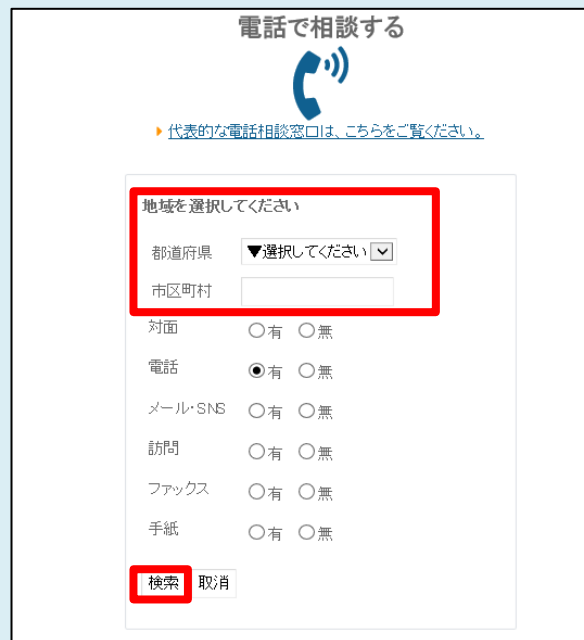
② 知りたい情報を選びます。



③ 都道府県・市区町村を選択し「検索」。

※②で「電話」を選択した時の画面です。

※都道府県・市区町村を選択しなくても検索できます。



④ 検索結果が表示されるので、相談先を選びます。

※「詳細」をクリックするとさらに詳しい情報が表示されます。



イラスト：細川貂木

- 全国でのポスターの掲示やネットでの広告等により **SNSや電話相談の窓口（まもろうよこころ）** を周知。
- 具体的には、**①広報ポスター（紙、電子媒体）、②インターネット広告（②動画広告、③SNSでの広告、④検索連動広告）**等を実施。

【広報ポスター・インターネット広告】

①ポスター



ポスター・動画では、電話やSNSの相談窓口をまとめた厚労省HP「まもろうよこころ」を案内



②動画広告

(YouTube・Yahoo!等)

(イメージ)



③SNS広告

Facebook・X・LINE等において、バナーや動画を配信

(イメージ)



④検索連動広告

(Google・Yahoo!)

自殺に関する言葉を検索した方に相談窓口が表示される



保護司とは

【R7年度補正予算額 9,794千円の内数】
【R8年度予算(案)額 4,874,960千円の内数】

- 地域の人々や事情等をよく理解しているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を実施
- 法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員だが、給与は支給されず、ボランティアとして活動

1 使命

- ・ 社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

2 定数・現員

- ・ 定数は52,500人で、全国883の区域（保護区）に配属され活動している。
- ・ 現員数は約46,000人（充足率は約88%）

3 任期

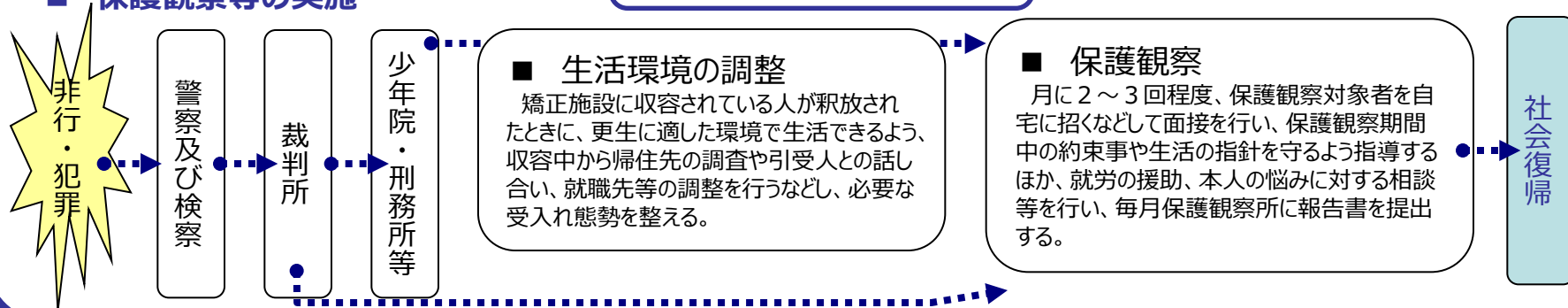
- ・ 任期は2年であるが、再任は妨げられない。
- ・ 法令上の定年はないが、原則、再任時の年齢を76歳未満として運用。
- ・ 希望すれば、特例的に、78歳の前日まで保護司活動に従事可能。

4 年齢

- ・ 平均年齢は約65歳であり、全体の約8割を60歳以上が占めている。

保護司の職務

■ 保護観察等の実施

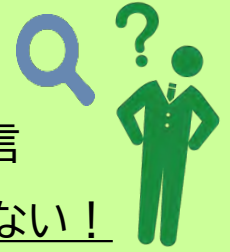


■ 犯罪予防活動

- ・ 非行や犯罪の発生原因となる社会環境の改善や世論の啓発を進め、犯罪抑止力の諸条件を強化することにより、非行や犯罪の発生を未然に防ぐことを目的とする活動
- ・ 地域における様々な機関・団体と連携して行われており、保護司は、いわば地域社会のコーディネーターとしての役割も担っている
- ・ 刑期を終えて出所した人や保護観察期間を経過した人からの相談に対応している保護司会もある

多言語での情報提供の課題

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、各省庁が多言語化された情報を発信



情報の発信が日本語のHP内で行われることが多く、多言語化された情報にたどり着けない!

対応策

外国人が生活する上で知っておくべき制度、ルールやマナーなどの情報をポータルサイト内にリンク掲載。
⇒ポータルサイト内ではパソコンやスマートフォンの設定言語に自動翻訳(109言語対応)。
ピクトグラムを使用するなどして情報を視覚的に分かりやすく掲載。

1. テーマ別ページ



2. 生活・就労ガイドブック



3. 特設ページ



4. やさしい日本語関連情報



- 「生活・就労ガイドブック」の各章に沿った12のテーマ別に情報を集約。
- 定期的に更新し、最新の情報を掲載。

- 「生活・就労ガイドブック」をやさしい日本語を含む20言語で掲載。

- マイナンバーカードの取得方法等の解説や、災害時に役立つ情報など“特に伝えたい”ことを掲載。

- やさしい日本語ガイドラインや「話し言葉のポイント」など、やさしい日本語の活用促進に関する情報を掲載。

期待される効果

- 外国人がそれぞれの使用言語で、容易に最新の情報にアクセスすることができる環境を構築
- 外国人が、日本で生活する上で知っておくべきルールやマナーなどを動画等により分かりやすく把握できる。



児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における 対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について(通知)

(平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号)

1 背景

- ✓ 近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるが、自殺した児童生徒数は高止まりの状況
 - ✓ SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等を誘い出し、殺害した事件の発生(座間市における事件)
 - ✓ 「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育に関し、十分な取組が行われているとは言い難い状況
- ⇒ 新たな自殺総合対策大綱に定められた「SOSの出し方に関する教育」(※)の推進が重要。
平成30年1月23日、同教育の推進を求める通知を文部科学省・厚生労働省の連名で発出。

(※)自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」を言う。

2 通知の概要

以下に掲げる留意事項及び各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施するなど積極的に推進すること。

1. 実施に当たっては、保健師、社会福祉士、民生委員等を活用することも有効であること。

【保健師等を活用するメリット】

- ① 児童生徒に対して自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができる（「いざとなれば私のところに相談に来て」と言える）
- ② 保護者も含めた世帯単位での支援が可能になる
- ③ 学校と地域の専門家との間での協力・連携関係の構築につながる

2. 実施の際には、「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの相談窓口の周知を行うことが望ましいこと。
3. 児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であることを踏まえ、各学校の実情に合わせて教材や授業方法を工夫することが考えられること。
4. SOSの出し方のみならず、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの傾聴の仕方(SOSの受け止め方)についても教えることが望ましいこと。
5. 同教育は、厚生労働省の「地域自殺対策強化事業実施要綱」の「普及啓発事業」や「若年層対策事業」に該当するとともに、「地域特性重点特化事業」(補助率10/10)にも該当し得るため、積極的に本事業を活用するよう周知されたいこと。

令和8年度予算案 : 1.7億円 (0.6億円)
令和7年度補正予算 : 1.2億円

事業の目的

- **令和6年の小中高生の自殺者数は529人と過去最多**を記録したところであり、こうした中、令和7年常会において「**自殺対策基本法の一部を改正する法律**」(議員立法)が成立し、同年6月11日に公布された。この法律では、こどもの自殺対策について、国の責務の追加や**地方公共団体による協議会の設置規定が新設**されたほか、**こども家庭庁の所掌事務としてこどもに係る自殺対策が追記された**。
- また政府においては、令和5年から「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」(議長:こども政策担当大臣)を開催し、こどもの自殺対策に関する施策を「こどもの自殺対策緊急強化プラン」として取りまとめ、関係省庁一丸となって総合的な施策を推進している。
- 改正自殺対策基本法や緊急強化プラン等を踏まえ、地方公共団体における**法定協議会の実効性を高めるとともに、広報啓発活動やこどもの自殺に関する要因分析を実施**することにより、こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現に寄与する。

事業の概要

①法定協議会の効果的な運営に向けたモデル事業 (R8予算案0.6億円 + R7補正1.2億円)

- 法定協議会の実効性を高めるため、自殺対策に係る活動を行う民間団体等と連携を図りつつ、協議会の円滑な立ち上げや効果的な運営等のモデルの構築や、こどもの自殺対策に関する相談窓口を設置することにより、運営に係る課題や支援の事例等を把握する。

②こどもの自殺の要因分析 (R8予算案 : 0.2億円)

- 令和7年度に実施した要因分析の結果等を踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握を行う。

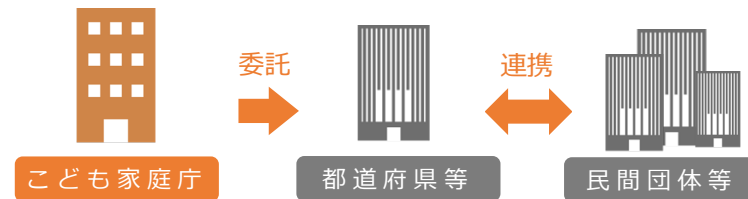
③こどもの自殺対策の推進に資する広報啓発活動 (R8予算案 : 0.4億円)

- 中学生や高校生を対象として、自殺対策に関する各種施策の実施やデジタルコンテンツの作成・発信等を行う。

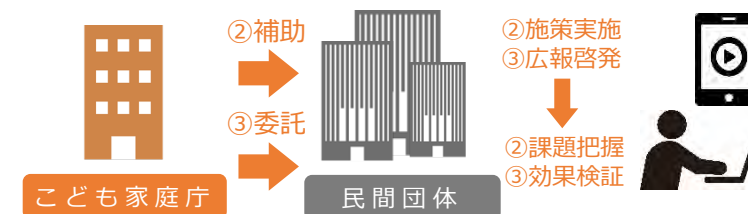
④ICTやAIの活用も見据えた新たな自殺対策の検討 (R8予算案 : 0.5億円)

- ICTやAIを活用したリスクの早期発見等のため、今後の取組の推進方策について検討を行う。

【事業①のイメージ】



【事業②・③のイメージ】



実施主体等

【実施主体】①都道府県等 ②・③民間団体 ④国 【補助率等】①～③ : 10/10

法務省の人権擁護機関における主な人権相談体制

※人権擁護委員と法務局職員が対応

こどもの人権SOSミニレター

- ◆全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布
(令和6年度における受領通数・・・7,189通)



外国語による人権相談

- ◆法務局・地方法務局に民間の多言語電話通訳サービス等を利用した体制を整備
英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語 ※窓口においては、約80の言語に対応。



法務省の人権擁護機関による「人権啓発活動」について

- 法務省の人権擁護機関では、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に向けて、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるための様々な人権啓発活動を展開
- 法務局職員及び人権擁護委員が、地方公共団体や民間企業等と連携し、地域の実情に応じた人権啓発活動を実施

人権教室

- いじめ等について考える機会を作ることにより、思いやりの心や命の尊さを学んでもらうことなどを目的とし実施（令和6年度は、約99万人を対象に実施）
- 人種、障害の有無などの違いを理解し、認め合うことの重要性を認識してもらうため、車椅子体験・障害者スポーツ体験などの体験型人権教室や、インターネットによる人権侵害への対応として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施
- 「ビジネスと人権」に関する国内外の関心を背景に、企業関係者等を対象に、不当な差別やハラスメント等、企業が関わる人権問題についての研修を実施（「大人の人権教室」）



全国中学生人権作文コンテスト

- 第43回目を迎えた令和6年度は、約74万人が参加
- 入賞作文の作品集や、作品を題材とした啓発動画などを作成し、配布・配信



人権の花運動

- 花の種子等を協力して育てることを通じ、豊かな心を育み、思いやりの心を体得してもらうことを目的として実施（令和6年度は約39万人が参加）



人権啓発冊子・動画

- 人権課題に対応した啓発冊子・啓発動画を作成し、配布・配信



啓発動画
「『誰か』のこと じゃない」
感染症編

寄り添い型相談支援事業(よりそいホットライン)について

令和7年度予算
令和8年度予算案

412億円の内数
384億円の内数

1. 概要

(1) 電話相談

一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して、電話相談を行う。

(2) 直接支援・継続支援

直接的・継続的な支援として、①折り返しの電話、②直接面談、③他の相談機関への同行などを実施する。

(3) 実施団体

令和7年度は、公募により選定された一般社団法人社会的包摂サポートセンターが実施。

当該法人が「中央センター」を設置するとともに、各地域で活動している団体の協力を得て「地域センター」を設置。

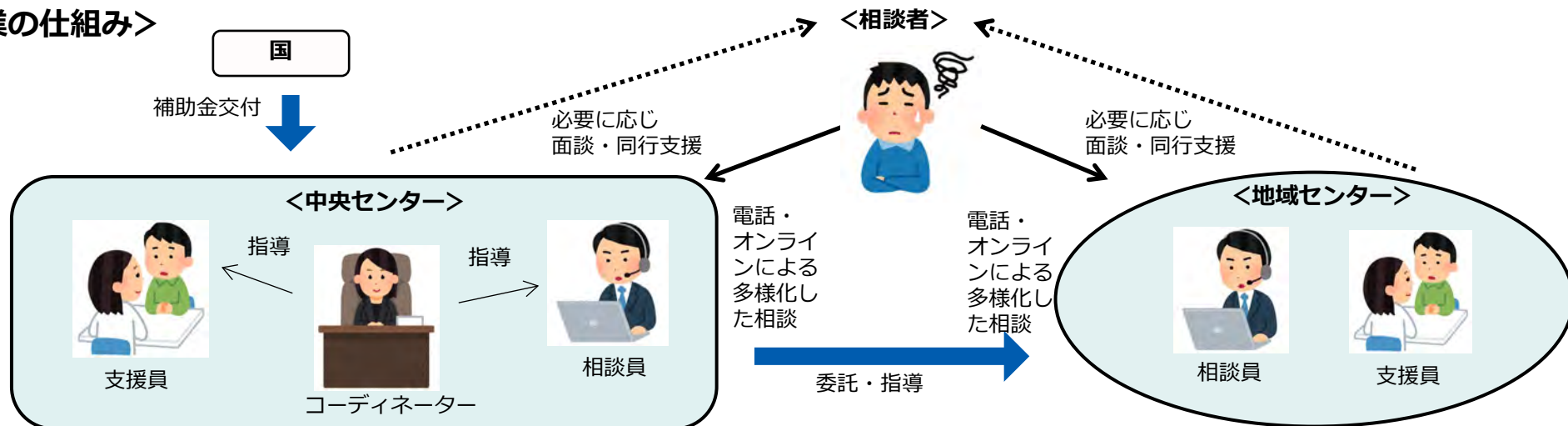
(参考)
令和6年度相談件数
約15.8万件



2. 体制

全国ライン(0120-279-338)と被災地ライン(福島県対象)(0120-279-226)の2つのダイヤルを設置し、それぞれに生活全般の相談を受ける「一般ライン」と、外国語による相談「外国語ライン」、DV・性暴力の相談「女性支援ライン」などの専門ラインを設置している。

<事業の仕組み>



効果的な保護観察処遇

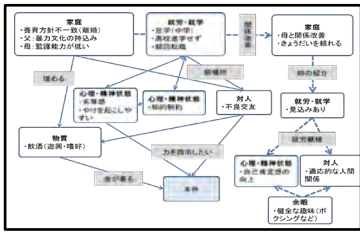
保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【R8予算(案)額 138,179千円の内数】
 刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施【R7補正予算額 730,964千円の内数】
 【R8予算(案)額 6,558,214千円の内数】

CFPによるアセスメント(R3.1～)

保護観察用アセスメントツール・CFP(Case Formulation in Probation/Parole)の開発・運用

- 【特徴】
- 再犯リスクを科学的に評価
 - 再犯に結びつく要因や改善更生に資する事項を網羅的に検討
 - 犯罪に至るプロセスを分析

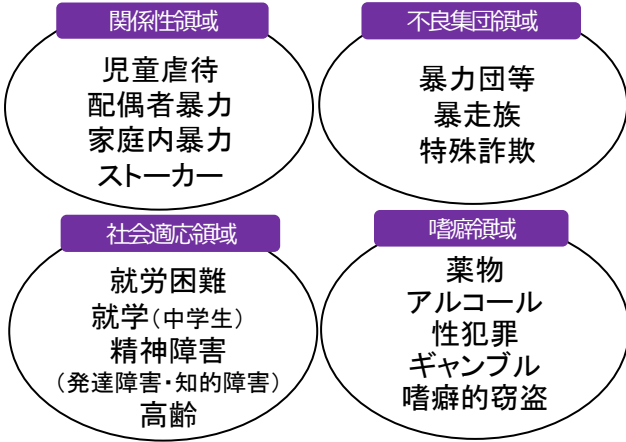
CFPによる分析の例



再犯リスクに応じた密度で個々の問題や特性に焦点を当てた処遇を実施

類型別による処遇(R3.1～)

共通する問題性等に焦点を当てたガイドラインによる処遇

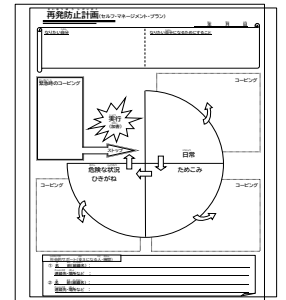


犯罪的傾向の改善等を図る処遇

- 性犯罪再犯防止プログラム
- 薬物再乱用防止プログラム
- 暴力防止プログラム
- 飲酒運転防止プログラム
- しよく罪指導プログラム
- 社会貢献活動



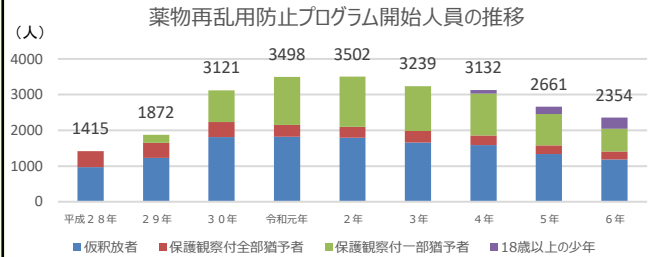
再発防止計画の例



対象者の特性に応じた取組例

⇒ 各取組については、適宜効果検証等を実施の上、必要に応じて内容の見直しを行っている

薬物事犯者



大麻事犯者用コアプログラムの新設(R5.12～)

大麻事犯の保護観察対象者が増加傾向にあることに対応するため、大麻事犯者の特性に応じた課程を新設

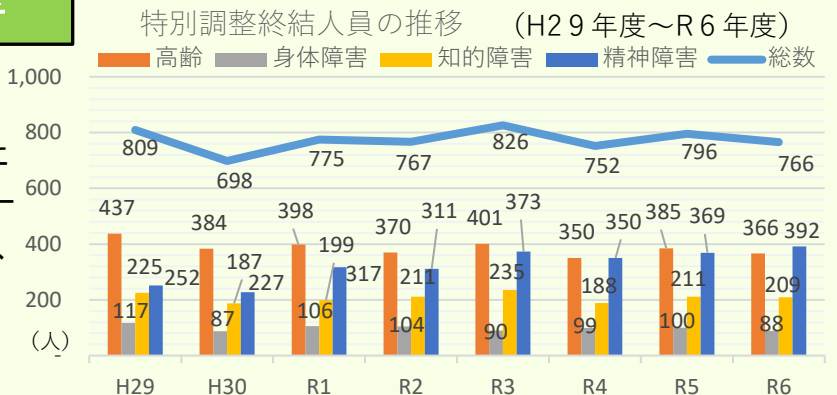
専門的援助の活用(R5.12～)

地域の支援機関・団体等による専門的援助の受講の義務付けを可能とし、社会資源との連携を強化

高齢・障害を有する者

特別調整

高齢又は障害を有する受刑者等に対して、地域生活定着支援センターと連携して、出所後の帰住地確保、必要な福祉サービス等の調整



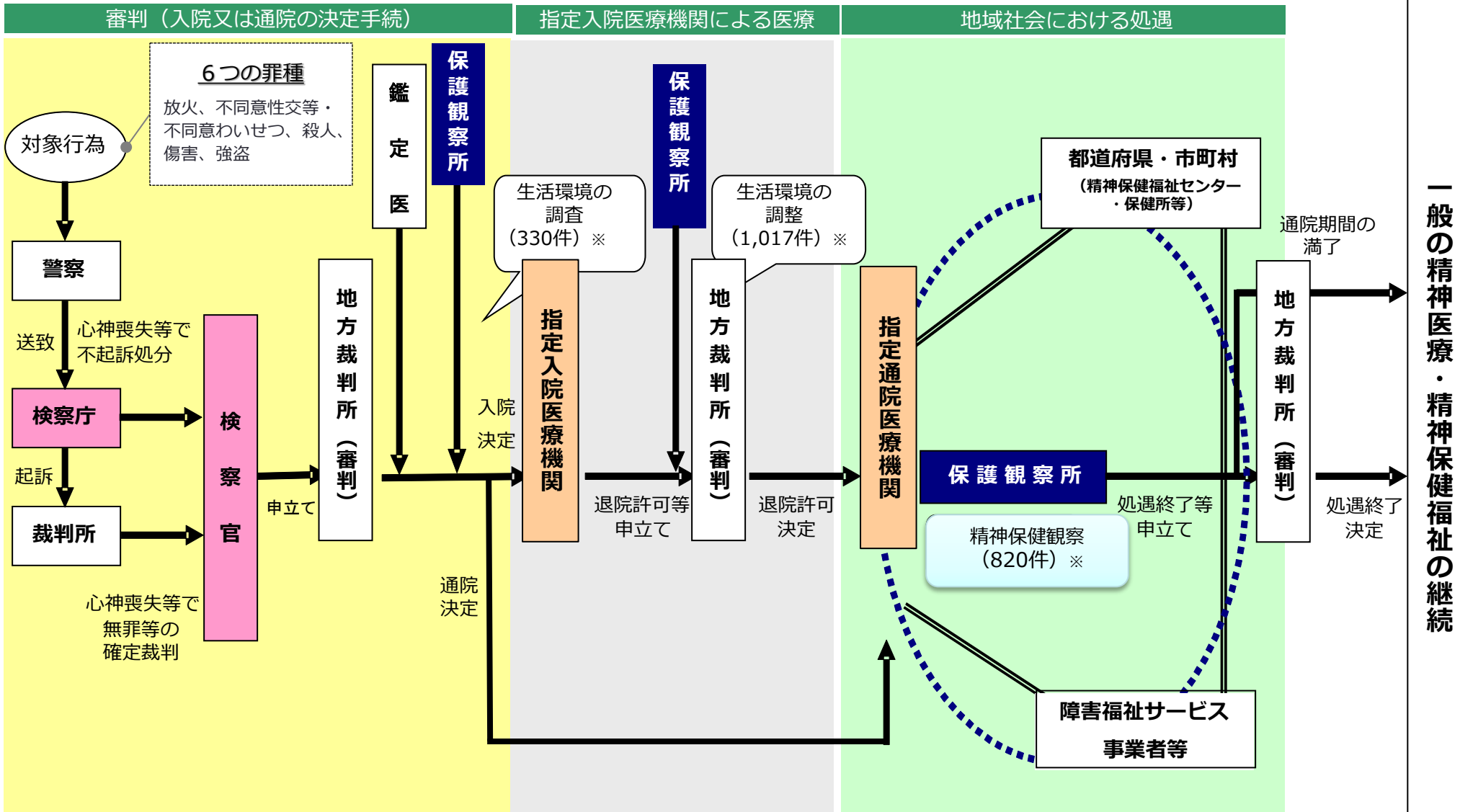
性犯罪者

性犯罪再犯防止プログラムの改訂(R4.4～)

保護観察所において実施する性犯罪再犯防止プログラムについて、刑事施設におけるプログラムとの連携を一層深めるとともに、再発防止計画作成後の指導効果の維持等を図るため必要に応じメンテナンスプログラムを実施すること等を内容とする改訂を実施

心神喪失者等医療観察制度と保護観察所

【R8予算(案)額 306,719千円の内数】



一般の精神医療・精神保健福祉の継続

※ () 内は令和6年における取扱件数。生活環境調査の件数については、医療観察法第33条1項の申立てによるものに限る。

困窮邦人等対策費 (外務省領事局海外邦人安全支援室)

令和8年度概算決定額 24,263千円

(令和7年度予算額 24,499千円)

事業概要・目的

○ 海外における邦人の生命及び身体の保護は外務省の最も重要な責務の一つ。様々な理由により、在外において経済的に困難な状況に陥った邦人を国内法等に基づいて必要な範囲内で支援するもの。

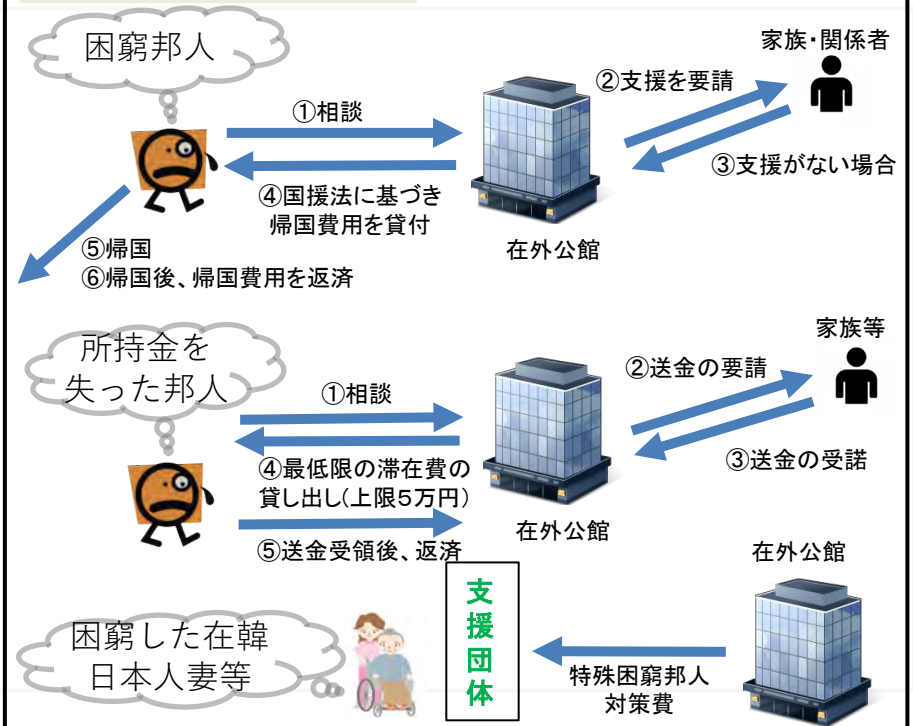
○ **困窮邦人帰国対策費**：困窮状態に陥り、自ら帰国費用を工面できず、家族・関係者からも支援が受けられない邦人に**帰国費用を貸し付け**、債務者は帰国後に同費用を返還する。滞在国の公的扶助が望めない者に対し、本邦での公的扶助受給による救済に繋げるためのセーフティネット。「国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律」（国援法）に基づき実施する。

○ **海外邦人援護短期貸出金**：海外で事件・事故や災害等により所持金を失った邦人に対し、当該邦人の家族等から支援（送金）を受けるまでに必要な**最低限の滞在費の貸し出し**（一人あたりの上限は原則として5万円程度）を行う。申請時に迅速に対応できるよう、年度初めに在外公館に対し予算を送金する。

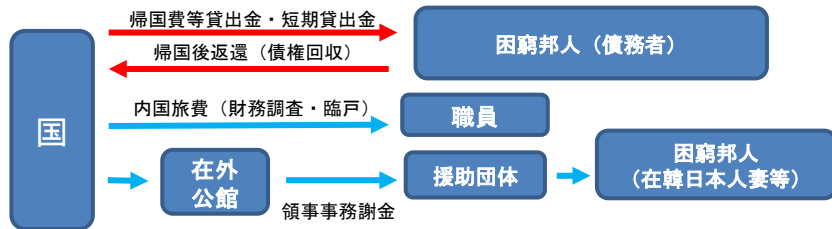
○ **債権回収**：帰国後、貸出金の返還が行われない場合、国援法及び債権管理法に基づき、課員が債務者宅まで出張し、支払いの意思を確認する等の**財務調査**を行う。

○ **特殊困窮邦人対策費**：第二次大戦前後、朝鮮半島に渡り、**困窮した在韓日本人妻等**を支援するため、支援団体を通じ生活・医療扶助を行う。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- 海外で困窮に陥った邦人の帰国するための最後のセーフティネットとしての機能。
- 経済的に困窮している在韓日本人妻等の最低限の生活の維持及び医療支援による健康維持・増進。

海外邦人精神障害者対策費 (外務省領事局海外邦人安全支援室)

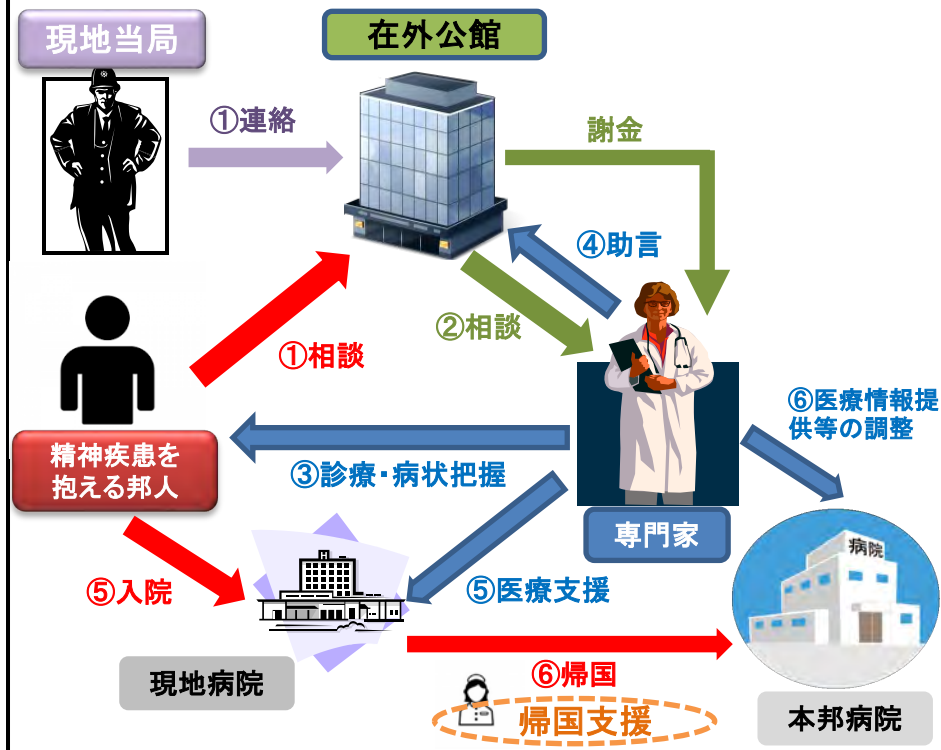
令和8年度概算決定額 7,976千円

(令和7年度予算額 7,030千円)

事業概要・目的

- 海外において精神疾患を抱える邦人の保護・帰国支援のため、現場の領事の負担を軽減する観点から自傷他害の危険を未然に防ぎ、現地治療に繋げるために現地において**精神医療専門家の支援**を得るもの。
- 在外邦人130万人を対象にした調査(2024年実施)によると、そのうち45%が海外で孤独を感じている。このような状況において、精神的な不調を感じる在外邦人に対して、専門家による支援を行う必要が高まる可能性がある。外務省の責務である海外における邦人の生命を保護する観点から、こうした支援を求められた場合に適切に対応する必要がある。
- 委託された専門家は、当該邦人の病状を把握した上で在外公館領事に助言すると共に、重症者に関しては、現地医療機関への受入依頼等、医療支援を行う。また、精神疾患等を抱える邦人の帰国に向けて、本邦受入れ先病院等に医療情報提供等の調整を行う。
- 病状の程度によって単身では帰国便に搭乗できない場合、**医師・看護師等を付添わせ帰国させ、本邦到着空港へ担当官を派遣する。**
- 根拠となる政策等
 - ・ 経済財政運営と改革の基本方針2024 (令和6年6月21日) 第2章7(1) 「外交・領事実施体制を抜本的に強化する。」
 - ・ 「外交力の抜本的強化を求める決議」自民党政務調査会 (令和6年5月14日)
 - 5 外交・領事実施体制の抜本的強化

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- 海外において精神疾患を抱える邦人に対し適切な保護・帰国支援を行うことが可能になる。
- 在外公館の領事サービスが向上し、邦人保護体制が強化される。

個別労働紛争対策事業

令和8年度予算(案)額 **33億円**（31億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
約49/100	約49/100			約2/100

1 事業の目的

近年、労働組合組織率の低下、企業の人事労務管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、解雇や労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している。民事上の個別労働紛争の解決は、最終的には司法機関の役割であるが、司法機関の利用には労使ともに時間的、経済的負担が伴う。

そのため、司法機関との役割分担の下で、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、行政として信頼できる簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供し、当該紛争の未然防止と自主的解決を促進することを目的として事業を行っている。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ◆ 実施主体：国（都道府県労働局）
- ◆ 負担割合：国10/10
- ◆ 事業実績(令和6年度)：総合労働相談件数 1,201,881件
助言・指導申出件数 8,664件
あっせん申請件数 3,867件

